

令和4年度 さいたま市障害者生活支援センター運営業務 事業者選定委員の採点基準に基づく自己採点（総合点290点満点）

6 加点項目（10点）

評価事項	加点・減点の着眼点	適正の目安(採点基準)	得点		自己採点
(1)上記項目以外の優れた提案の有無 (10点)	障害者生活支援センターの運営に当たり、標準的に求められる業務に上乗せて、他自治体の先進事例となるような取組みや、地域性を活かした本市周辺でしかできない独自性の高い取組み等を明確に示せること。	各評価項目の採点において、配点以上に加点すべき優れた事項があった場合、評価項目以外に特筆すべき優れた提案があった場合に、評価する。(全国の先行事例となるような先進的な取組みと認められる提案であって、その法人のそれまでの取組みからみて実行可能と認められるものであること) (時点:令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間。)	非該当 (0)	該当 (10)	10 点
			合計点		209 点